

愛媛大学動物実験施設等の設置・変更・廃止審査に関する申合せ

平成19年8月22日

愛媛大学動物実験委員会決定

愛媛大学動物実験委員会規程第8条の規定に基づき、施設等の設置・変更・廃止の審査に関して次のように定める。

- 1 愛媛大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）は、愛媛大学動物実験規則第20条、第22条及び第25条により提出された申請書等に基づき、施設等の設置・変更・廃止の承認に関する審査を行う。
- 2 委員長が必要と認めるときは、委員長は、委員会の委員の中から、聞き取り調査又は査察を行う者を指名するものとする。指名された委員は、聞き取り調査又は査察の結果を委員会へ報告するものとする。
- 3 委員は、自らが管理者又は実験動物管理者となる施設等に係る設置・変更・廃止の審査及び聞き取り調査並びに査察には加われない。

附 則

この申合せは、平成19年8月22日から施行する。

附 則

この申合せは、平成29年10月18日から施行する。